

個性豊かに、人と自然にやさしい萩洗地区

人と自然のふれあうまちづくりをめざし
このような地区計画を定めています。

地区計画の目標

萩洗地区は、登米市迫町の中心市街地の南側に隣接して土地区画整備事業により整備された新市街地で、商業・業務地及び住宅地としての宅地の供給を目的としています。

この地区計画は、建物用途の混在を防止し、土地利用計画に沿った適正な土地利用を誘導するとともに、ゆとりと潤いのある良好な市街地環境の形成と将来にわたっての維持・増進を図ることを目標としています。

土地利用の方針

良好な環境を持つ商業・業務地及び住宅地の形成と幹線道路沿いの宅地の適正な土地利用を図るため、次のような土地利用の方針を定めています。

- 一般低層住宅地区は、一戸建てを主体にした閑静で落ち着きのある低層住宅地を基本とした利用を図ります。
 - 商業商務地区は、店舗及び事務所等を主体にし
 - 沿道商業業務地区は、幹線道路における沿道サービス系の商業・業務施設を主体にした利用を図ります。

建築物等の整備方針

- 一般低層住宅地区については、高さの制限、最低敷地面積の制限、かき・さくの整備、沿道緑化等の施策により、良好な住の形成を図ります。
 - 商業業務地区は、商業・業務施設及び店舗併用分譲による特に構造複合（コマ商）方式の沿道

地区整備計画	地区の区分	地区の名称	一般低層住宅地区	商業業務地区		沿道商業業務地		
				A	B			
	地区の面積	約 15.6ha	約 12ha	約 15.7ha	約 2.8ha			
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限 (建築できる物)		住宅・共同住宅 150 m ² 以内の店舗及びこれと兼用する住宅	店舗・事務所を主体とし、これらと兼用する共同住宅等	モーテル等に類するものを除く商業業務系施設及び兼用住宅施設			
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合最高限度		150%	200%	200%			
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60%	60%	60%			
	建築物の敷地面積の最低限度		210 m ²	250 m ²	250 m ²			
	壁面の位置の制限 〔出窓、物置等に緩和あり〕	萩洗線及び 飯島線沿道部	道路境界から 2.0m 以上 及び敷地境界線から 1.0m 以上					
		その他	道路境界線から 1.5m 以上 及び敷地境界線から 1.0m 以上	道路境界線及び敷地境界線から 1.0m 以上	道路境界線及び敷地境界線から 1.0m 以上 (ただし、県道吉川・佐沼線の沿道を除く)			
	建築物等の高さの最高限度		12m	15m	15m			
かき又はさく構造の制限		道路に面して設けるかき又はさくは、生垣とするか、フェンスなどの透視可能な形状の壜等に沿って植栽を施したものとする。 ただし、壜等の位置を壁面後退距離以上に後退した上で、道路境界線までの間に植栽を施した場合には、透視不可能な形状とすることができる。						
1. 壁面の位置の制限（出窓・物置について一部緩和あり）			2. 建築物の高さ制限					
一般低層住宅地区			一般低層住宅地区					
商業業務地区			沿道商業業務地区					